

長野県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人望月悠玄福祉会	北佐久郡望月町大字望月1730番地1	望月町ホームヘルパーステーション結い	北佐久郡望月町大字望月317番地2	平成15年4月1日
	社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番5号	にしうち敬老園ヘルパーステーション	小県郡丸子町大字西内800番地	〃
	社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番5号	うえだ敬老園ヘルパーステーション	上田市中央3丁目15番5号	〃
	社会福祉法人れんげ福祉会	大町市大字常磐字東部6850番地24	ヘルパーステーション銀松苑	大町市大字常磐字東部6850番地24	〃
	エフビー介護サービス株式会社	佐久市大字長土呂862番地2	エフビー訪問介護	佐久市大字猿久保799番地6	平成15年2月1日
訪問入浴介護	ジェイエ・アップル株式会社	中野市大字吉田519番地	JAアップル訪問入浴センター	中野市大字金井34番地1	平成15年4月1日
通所介護	特定非営利活動法人未来	南佐久郡臼田町大字臼田1067番地3	宅幼老所ひまわり	南佐久郡臼田町大字臼田新屋敷1223番地1	平成15年4月1日
	社会福祉法人望月悠玄福祉会	北佐久郡望月町大字望月1730番地1	望月町デイサービスセンター結い	北佐久郡望月町大字望月326番地4	〃
	社会福祉法人望月悠玄福祉会	北佐久郡望月町大字望月1730番地1	望月町デイサービスセンター駒	北佐久郡望月町大字望月317番地2	〃
	社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番5号	うえだ敬老園デイサービスセンター	上田市中央3丁目15番5号	〃
短期入所生活介護	社会福祉法人望月悠玄福祉会	北佐久郡望月町大字望月1730番地1	短期入所生活介護施設結いの家	北佐久郡望月町大字望月326番地4	平成15年4月1日
痴呆対応型共同生活介護	社会福祉法人豊智福祉会	上水内郡豊野町大字豊野2298番地2	痴呆性高齢者グループホーム泉平ファミリー	上水内郡豊野町大字豊野2298番地2	平成15年4月1日
	社会福祉法人おらが会	上水内郡信濃町大字柏原350番地	おらがの里	上水内郡信濃町大字柏原348番地1	〃
	社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番5号	グループホームぼうやま敬老園	上田市中央5丁目6番23号	〃

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院小海分院	南佐久郡小海町大字豊里78番地	平成15年4月1日
有限会社ぬくもりの家	南安曇郡穂高町大字有明3617番地11	ありあけ温泉デイサービス	南安曇郡穂高町大字有明3617番地11	平成15年4月1日

厚生課

長野県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から主たる事務所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
短期入所生活介護	社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番地5号	うえだ敬老園	上田市中央3丁目15番地5号	上田市中央3丁目15番地5号	小県郡丸子町大字西内800番地	平成15年3月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番地5号	うえだ敬老園居宅介護支援事業所	上田市中央3丁目15番地5号	上田市中央3丁目15番地5号	小県郡丸子町大字西内800番地	平成15年3月1日

厚生課

長野県告示第259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護	社会福祉法人望月町社会福祉協議会 エフビー介護サービス株式会社	北佐久郡望月町大字望月317番地2	望月町ホームヘルパーステーション	北佐久郡望月町大字望月317番地2	平成15年3月31日
		佐久市大字長土呂862番地2	エフビー介護サービス	佐久市大字猿久保799番地6	平成15年1月31日
訪問入浴介護	中野市農業協同組合	中野市三好町1丁目2番8号	JA中野市訪問入浴センター	中野市大字金井34番地1	平成15年3月31日
訪問看護	日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074番地	小海赤十字訪問看護ステーション	南佐久郡小海町大字豊里80番地	平成15年3月31日
訪問リハビリテーション	日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074番地	小海赤十字病院	南佐久郡小海町大字豊里80番地	平成15年3月31日
居宅療養管理指導	日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074番地	小海赤十字病院	南佐久郡小海町大字豊里80番地	平成15年3月31日
通所介護	社会福祉法人望月町社会福祉協議会	北佐久郡望月町大字望月317番地2	望月町デイサービスセンター駒	北佐久郡望月町大字望月317番地2	平成15年3月31日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074番地	小海赤十字病院	南佐久郡小海町大字豊里80番地	平成15年3月31日

厚生課

長野県告示第260号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンターなかごみ	佐久市大字中込字中原3639番地35	平成15年4月16日

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問看護ステーションしらゆり	小県郡丸子町上丸子328番地1	平成15年4月16日

(3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンターなかがみ	佐久市大字中込字中原3639番地35	平成15年4月16日
宅老所こすもけあくらぶ	長野市川中島町今里87番地6	” ”
コスモス松川デイサービスセンター	下伊那郡松川町元大島1655番地	” ”

(4) 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
介護老人保健施設ライフ2	北安曇郡松川村字南神戸4360番地17	平成15年4月15日

(5) 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
介護老人保健施設ライフ2	北安曇郡松川村字南神戸4360番地17	平成15年4月15日

(6) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームくらし	北安曇郡松川村字南神戸4360番地19	平成15年4月16日

(7) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社ユーネットワーク	長野市何去199番地2	平成15年4月16日
有限会社頑歩	松本市宮淵1丁目1番22号	” ”

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
王滝村在宅介護支援センター	木曾郡王滝村2830番地1	平成15年4月16日
有限会社塩原薬局	東筑摩郡波田町5445番地4	” ”
居宅介護支援事業所あっといーず上田	上田市常磐城6丁目1番20号	” ”
筑摩あんしん館	松本市筑摩4丁目3番6号	” ”

高齢福祉課

長野県告示第261号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合1102、1103、上水内郡鬼無里村大字鬼無里字鞍ノ峯1240のニ、字菖蒲窪1240のホ、字大日影1240のヘ、字屋敷向1240のチ、字土アラシ1240のリ、字鞍ノウト1240のヌ、字三ツ峯1809、字滝谷原1810のイ、字龍淵1810のロ、字焼小屋1811、字下小場1812、字栃ノ木小場1813のイの1、1813のイの2、字中切山1814、1815のイ、字滝ノ沢13253のイ、13253のロ、字曲尾17397、17402、17408の1、17417、17428の1（次の図に示す部分に限る。）、17429

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市七二会字東峯戊1958、戊1959、字大平戊2966から戊2969まで、飯田市下久堅下虎岩126の59、126の66、126の76から126の78まで、126の80、126の82、千栄3281の1、3281の3、3282の1、3282の2、3283、3844、3859の1、中村3306の1、北方3469の8、大町市大字平字沼ノ花見17690の1・17691・字尻かぶら17997・字駒合17999の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、17999の8、塩尻市大字下西条字西原野山855の2、855の3（次の図に示す部分に限る。）、855の10、字白ヶ沢856の2、下伊那郡平谷村737の1457、737の1464から737の1466まで、737の1468、根羽村4784の1、4785、4787の1、4918の175、4918の466、4918の467、北安曇郡池田町大字広津4074、4095、4099、4100の1、4104、4105、4107のホの1、4107のチ、4107のル、美麻村字大原29766の1、小谷村大字北小谷字上浦3の3から3の6まで、字てずかみ3963の1、字小山ヒラ3975の1、3975の2、字小山平上段3976のイ、3976のロ、

字いのじ3977の1から3977の3まで、3977のイの1、3977のロの1、3977の口の2、3978、3982の21、字うしろ山3999の4、3999のイの2、字向ヒラ4021の2、4024、4025の1、4025の2、4026の1、4026の2、4027、字横道下4200、字沢ノ中4211、4214、字ぬけ4213、字ひしね4215、4218、字ヒシ4217、字片畑6633、6634、6638のイ、6639から6641まで、6642の7から6642の9まで、字大あらし6653、字大嵐沢ばた6670、6671、字コハ清水6742のイの2、字下牧10468、10469、字下山11464の11、大字中土字ハチクボ8756、8759の1、8760、字上藤島8761の1、字シラ沢8838の4、字小山10832の2、10834、大字中小谷字北野丙8695のイの2、字天神浦丙8770の2、大字千国字馬越乙2790の6、乙2795、乙2797の5、字馬越尻乙2806の11、乙2806の12、乙2818、字馬越原乙2831の2、乙2833の2、乙2834の2、字セハタ乙7754の2(次の図に示す部分に限る。)、字南大岩乙7941のイ、字水尾乙10153のイの22、字大倉乙10253、上高井郡高山村大字高井字大崖7836、上水内郡小川村大字稲丘字飯米場6086、6088の1、6088の2、6089、字長野尾6841の1、6842の1、6901の1、6901の2、大字瀬戸川字中道9301の1、9309の1、9309の2、9314、9315の2、9319の1、9319の2、9346の1、字中山10661、10665から10667まで、10668の3

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東峯戊1958、戊1959、字大平戊2966から戊2969まで、下虎岩126の59、126の66、126の76から126の78まで、126の80、126の82、千栄3281の1、3281の3、3282の1、3282の2、3283、3844、3859の1、中村3306の1、北方3469の8(次の図に示す部分に限る。)、字沼ノ花見17690の1・17691・字尻かぶら17997・字駒合17999の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、17999の8、平谷村737の1457・737の1464から737の1466まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、737の1468、根羽村4784の1、4785、4787の1、4918の175、4918の466、4918の467、大字広津4074、4095、4099、4100の1、4104、4105、4107のホの1、4107のチ、4107のル、字大原29766の1、字上浦3の3から3の6まで、字てずかみ3963の1、字小山ヒラ3975の1、3975の2、字小山平上段3976のイ、3976のロ、字いのじ3977の1から3977の3まで、3977のイの1、3977の口の1、3977の口の2、3978、3982の21、字うしろ山3999の4、3999のイの2、字向ヒラ4021の2、4024、4025の1、4025の2、4026の1、4026の2、4027、字横道下4200、字沢ノ中4211、4214、字ぬけ4213、字ひしね4215、4218、字ヒシ4217、字片畑6633、6634、6638のイ、6639から6641まで、6642の7から6642の9まで、字大あらし6653、字大嵐沢ばた6670、6671、字コハ清水6742のイの2、字下牧10468、10469、字下山11464の11、字ハチクボ8756、8759の1、8760、字上藤島8761の1、字シラ沢8838の4、字小山10832の2、10834、字北野丙8695のイの2、字天神浦丙8770の2、字馬越乙2790の6、乙2795、乙2797の5、字馬越尻乙2806の11、乙2806の12、乙2818、字馬越原乙2831の2、乙2833の2、乙2834の2、字セハタ乙7754

の2(次の図に示す部分に限る。)、字南大岩乙7941のイ、字水尾乙10153のイの22、字大倉乙10253、字大崖7836、字飯米場6086、6088の1、6088の2、6089、字長野尾6841の1、6842の1、6901の1、6901の2、字中道9301の1、9309の1、9309の2、9314、9346の1、字中山10661、10665から10667まで、10668の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村平岡1510の1、1510の2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第262号

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)の一部を次のように改正し、平成15・16年度の入札参加資格審査から適用します。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

第1の表を次のように改める。

建設工事の申請	<p>(1) 入札参加資格審査の申請をする日(以下「申請の日」という。)現在において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。</p> <p>(2) 次に掲げる入札参加資格申請の区分に従い、当該区分に定める法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)の申請をしていること。</p> <p>ただし、アにおける経営事項審査の基準の日(イにあっては、当該申請の日の属する営業年度の直前の営業年度の終了する日)以降申請の日までの間に、営業譲渡、会社の合併、会社の分割、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の開始決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続の開始決定若</p>
---------	--

しくは更生計画の認可により当該期間内の日を基準とする経営事項審査を申請している場合にあっては、当該経営事項審査の申請をもってこれとみなす。

ア イ以外の入札参加資格申請 申請の日の属する年度の前年度の10月1日(以下「建設工事の資格審査基準日」という。)が属する営業年度の直前の営業年度の終了する日を基準とする経営事項審査の申請(平成14年7月1日以降の申請に限る。)

イ 第2第2項に規定する大型建設工事等の一般競争入札に係る入札参加資格申請 申請の日の属する営業年度の直前の営業年度の終了する日を基準とする経営事項審査の申請

(3) 入札参加資格を希望する建設工事の種類について前号の営業年度の終了する日の直前2年間の各営業年度に完成工事高があること。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。

(4) 建設工事の資格審査基準日の属する年度の直前の営業年度における事業税(長野県に納税義務のある場合に限る。)並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。

建設コンサルタント等の業務の申請

(1) 次に掲げる業務の業種の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。

ア 測量 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること。

イ 建築コンサルタント 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

ウ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー(この表において「RCCM」という。)若しくは当該部門に係る実務経験が20年以上ある技術者を有していること。

エ 地質調査 地質調査登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士、RCCM若しくは当該部門に係る実務経験が20年以上ある技術者を有していること。

オ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条の規定による登録を受け、又は補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門における実務経験が7年以上ある技術者を有していること。

(2) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、申請の日の属する年度の4月1日(以下「建設コンサルタント等の資格審査基準日」という。)の前日まで引き続き1年以上経過していること。

(3) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前1年間の営業年度において業務実績があること。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。

(4) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における事業税(長野県に納税義務のある場合に限る。)及び消費税並びに地方消費税に未納がないこと。

第3中「、請負契約の予定価格の金額に応じて」を削り、「し、その格付けについては別に定める」を「する」に改め、同第3第5号を同第3第12号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (9) 災害協定又は除雪業務の受託実績
- (10) 地域貢献の実績
- (11) 労働福祉の状況

第3第4号を同第3第8号とし、同第3第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 固定資産における「機械器具・運搬具」及び「工具器具備品」の保有状況

- (5) 国、地方公共団体又は公益法人による表彰の実績
- (6) ISO認証の取得状況
- (7) 民間資格を有する技術者数

第4第2号中「資格審査基準日」を「建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度」に改め、同第4第4号中「資格」を「建設コンサルタント等の資格」に改める。

第5第1項第3号中「資格審査基準日」を「建設工事の資格審査基準日の属する営業年度」に改め、同項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 建設工事の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書

第5第1項第7号中「資格審査基準日」を「建設工事の資格審査基準日の属する営業年度」に改め、同項第8号を次のように改める。

- (8) 建設工事の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における貸借対照表(法第11条第2項の規定により、毎年許可行政庁に提出しているものと同じもの)

第5第1項第10号を同項第17号とし、同項第9号を同項第16号とし、同項第8号の次に次の7号を加える。

- (9) 建設工事の資格審査基準日直前の2年間における国、地方公共団体又は公益法人による表彰状の写し
- (10) ISO9000又は14000の認証の写し
- (11) 民間資格の資格者証等の写し
- (12) 災害協定書又は建設工事の資格審査基準日の直前3年間における除雪業務の委託契約書の写し
- (13) 地域貢献の実績を確認できるもの(新聞記事、広報記事等)
- (14) 申請の日の属する年度の前年度の6月1日現在で公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書の控えの写し
- (15) 障害者雇用状況調査

第5第2項第1項を次のように改める。

- (1) 第1の表の建設コンサルタント等の業務の申請の項の(1)のAからオまでに掲げる登録に係る登録証明書(建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントにあっては、登録を受けている場合に限る。第8第2項第1号において同じ。)

第5第2項第2号中「資格審査基準日」を「建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度」に改め、同項第7号を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書

第5第2項第9号中「資格審査基準日」を「建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度」に改める。

第8第2項第3号を削る。

監理課

長野県告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をいたしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
中野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中野都市計画道路事業 3・5・9号立ヶ花東山線
- 3 事業施行期間
平成15年4月24日から
平成19年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
中野市東山地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成15年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 廣田 達人
 - (2) 住所 東京都港区西新橋2丁目14番1号
西新橋アルフェレジデンス1505
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成15年4月24日

長野県計量検定所長 橋詰義達

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小県郡青木村	5月26日(月)	午前10時30分から正午まで	小県郡青木村大字田沢3252番地 青木村文化会館
小県郡武石村		午後1時から午後3時まで	小県郡武石村大字下武石688番地 信州うえだ農業協同組合武石支所野菜選果場
小県郡丸子町	5月27日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	小県郡丸子町大字上丸子1488番地 丸子町文化会館
小県郡和田村	5月28日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小県郡和田村2872番地 和田村役場
小県郡長門町のうち大字大門	5月29日(木)	午前10時30分から正午まで	小県郡長門町大字大門1161番地1 大門基幹集落センター
小県郡長門町のうち大字古町及び長久保		午後1時30分から午後3時30分まで	小県郡長門町大字古町2803番地 古町中央公民館
小県郡真田町のうち大字長(菅平地区)	5月30日(金)	午後1時から午後3時まで	小県郡真田町大字長1223番地の1751 菅平高原国際リゾートセンター
小県郡真田町のうち大字本原、長(菅平地区を除く。)及び傍陽	6月2日(月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小県郡真田町大字長7199番地の1 真田町中央公民館
小県郡東部町のうち滋野及び田中地区	6月3日(火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小県郡東部町大字県288番地の4 東部町中央公民館
小県郡東部町のうち和及び祢津地区	6月4日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小県郡東部町大字鞍掛197番地 東部町総合福祉センター

下水内郡豊田村	6月5日(木)	午後1時から午後4時まで	下水内郡豊田村大字豊津2509番地 豊田村公民会館
下水内郡栄村のうち秋山地区	6月6日(金)	午前9時30分から午前11時まで	下水内郡栄村大字塚18281番地 秋山郷活性化センター とねんぼ
下水内郡栄村のうち西部地区及び 東部地区		午後1時から午後3時まで	下水内郡栄村大字北信3476番地 栄村公民会館
下高井郡木島平村	6月10日(火)	午後1時から午後4時30分まで	下高井郡木島平村大字往郷973番地1 木島平村役場
下高井郡野沢温泉村	6月11日(水)	午前9時から正午まで	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館
下高井郡山ノ内町のうち大字平 穩、佐野、戸狩及び寒沢	6月12日(木)	午後1時から午後4時30分まで	下高井郡山ノ内町大字平穩4015番地1 山ノ内町文化センター
下高井郡山ノ内町のうち大字夜間 瀬	6月13日(金)	午前9時から正午まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター
木曾郡木祖村	6月18日(水)	午前11時から正午まで及び午後 1時から午後2時まで	木曾郡木祖村大字藪原250番地2 木祖村転作研修センター
木曾郡楢川村		午後3時から午後4時30分まで	木曾郡楢川村大字平沢2221番地 楢川村福祉会館
木曾郡日義村	6月19日(木)	午前9時から午前10時まで	木曾郡日義村1602番地 日義村役場
木曾郡木曾福島町		午前11時から正午まで及び午後 1時から午後4時30分まで	木曾郡木曾福島町5787番地の3 木曾福島会館
木曾郡上松町	6月20日(金)	午前9時から正午まで	木曾郡上松町大字上松159番地4 長野県木曾勤労者福祉センター
木曾郡三岳村	6月23日(月)	午後1時から午後2時まで	木曾郡三岳村6311番地 三岳村公民館
木曾郡開田村		午後3時から午後4時30分まで	木曾郡開田村大字西野623番地の1 母子健康センター
木曾郡王滝村	6月24日(火)	午前9時から午前10時まで	木曾郡王滝村2758番地の1 王滝村公民館
木曾郡大桑村		午前11時から正午まで及び午後 1時から午後2時まで	木曾郡大桑村大字長野2939番地の1 大桑村消防団第2分団詰所
木曾郡山口村		午後3時から午後4時30分まで	木曾郡山口村大字山口1608番地3 木曾農業協同組合山口村支所
木曾郡南木曾町	6月25日(水)	午前9時から正午まで	木曾郡南木曾町大字読書3668番地1 南木曾町役場
駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢 (吉瀬を除く。)	6月26日(木)	午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館
駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上 赤須及び吉瀬	6月27日(金)	午前10時30分から正午まで	駒ヶ根市赤穂9299番地2 上伊那農業協同組合福岡センター
駒ヶ根市のうち町2の4~13、町 3の1、町4及び下平		午後1時30分から午後3時30分 まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
駒ヶ根市のうち町1、町2の1~ 3、町3の2~4、南割、中割、 北割、小町屋及び上穂町	6月30日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
塩尻市のうち北小野地区	7月3日(木)	午前10時30分から午前11時30分 まで	塩尻市大字北小野48番地 北小野公民館
塩尻市のうち塩尻東地区		午後1時から午後2時まで	塩尻市大字塩尻町447番地 塩尻東公民館

塩尻市のうち洗馬地区		午後3時から午後4時まで	塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬農村環境改善センター
塩尻市のうち片丘地区	7月4日(金)	午前10時から午前11時まで	塩尻市大字片丘4758番地7 多目的研修センター
塩尻市のうち広丘地区		午後1時から午後4時まで	塩尻市大字広丘野村1713番地1 広丘公民館
塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区を除く。)	7月7日(月)	午前10時から午前11時30分まで	塩尻市大字宗賀2658番地1 林業センター(塩尻市役所宗賀支所)
塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区に限る。)		午後1時から午後4時まで	塩尻市大字宗賀71番地 塩尻市農業協同組合宗賀支所 桔梗ヶ原出張所
塩尻市のうち大門地区	7月8日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	塩尻市大門6番町5番27号 塩尻市立体育館
飯山市のうち木島地区	7月10日(木)	午後1時から午後4時30分まで	飯山市大字木島1011番地 木島地区活性化センター
飯山市のうち岡山地区	7月11日(金)	午前9時から午前9時30分まで	飯山市大字照岡485番地イ 飯山市岡山小学校
飯山市のうち太田地区		午前10時30分から正午まで	飯山市大字常郷405番地イ 太田地区活性化センター
飯山市のうち瑞穂地区		午後1時30分から午後3時まで	飯山市大字瑞穂4174番地 瑞穂地区活性化センター
飯山市のうち常盤地区	7月14日(月)	午後1時から午後2時30分まで	飯山市大字常盤7425番地 飯山市振興公社
飯山市のうち富倉・柳原及び外様地区		午後3時30分から午後5時まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター
飯山市全域	7月15日(火)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所
南佐久郡臼田町	7月17日(木)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	南佐久郡臼田町大字下越16番地5 臼田町総合福祉センター
南佐久郡小海町	7月18日(金)	午後1時から午後3時まで	南佐久郡小海町大字小海4218番地2 小海町公民館
南佐久郡八千穂村	7月22日(火)	午後1時から午後4時30分まで	南佐久郡八千穂村大字畑143番地1 八千穂村福祉センター
南佐久郡南相木村	7月23日(水)	午前9時から午前10時まで	南佐久郡南相木村3525番地1 南相木村役場
南佐久郡北相木村		午前11時から正午まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館
南佐久郡佐久町		午後1時30分から午後4時30分まで	南佐久郡佐久町大字海瀬322番地 佐久町公民館
南佐久郡川上村	7月24日(木)	午前9時から午前11時まで	南佐久郡川上村大字大深山525番地 川上村中央公民館
南佐久郡南牧村		午後1時から午後3時まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館

長野県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年4月24日

長野県監査委員

島田基正

柳沢政安

内田雄治

柳澤賢二

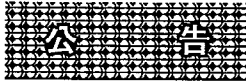
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
大橋みどり	東京都大田区久が原一丁目3番12-301号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成15年4月17日から平成16年3月31日まで

監査委員事務局



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月24日

長野県松本空港管理事務所長 莊哲郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

松本空港緑地管理業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成15年10月10日まで

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909

長野県松本空港

(5) 入札方法

別表の委託業務ごとに入札に付し、価格の総額について行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 本社又は営業所等が県内にある者
 - (5) 指定した期間内に草刈作業ができる作業人員及び草刈機械が確保されていること。
 - (6) 緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909

長野県松本空港管理事務所

電話 0263-58-2517

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年5月14日 午前10時

イ 場所 やまびこドーム 第1会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けない。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年5月6日(火)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、この限りでない。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

- (8) 契約書作成の要否

要する。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。